

有料職業紹介事業に係る払戻金

当社では、有料職業事業に係る払戻金として、以下の体系を採用しております。

払戻金

応募者が入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合は、当社は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で返還するものとしております。

※入社日から起算して1ヶ月以内：コンサルティングフィーの80%相当額

※入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内：コンサルティングフィーの50%相当額

※入社日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内：コンサルティングフィーの10%相当額

許可番号：13-ユ-304873

事業所の名称および所在地

名称：株式会社マックス・ジャパン

所在地：東京都新宿区新宿 1-3-8 YKB 新宿御苑ビル 6F